

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(情報政策課)	19
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(漁業管理課)	19
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	21
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	22
○建築士の懲戒処分……………	(建築指導課)	22
○建築士事務所の監督処分……………	(建築指導課)	22
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(選挙管理委員会)	23

公 告

○北海道都市職員共済組合の平成24年度決算の要旨……………	(市町村課)	23
-------------------------------	--------	----

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	26
----------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	27
----------------------------	----

告 示

北海道告示第462号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
汎用機の業務処理刷新事業（緊急雇用創出推進事業）委託契約 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年6月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社H A R P
- (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2

4 随意契約に係る契約金額

36,750,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第463号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成25年9月2日から同年10月11日まで
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数400トン型船舶（鋼船）を入渠できる乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成25年7月9日から同月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入札日時 平成25年8月22日 午後1時30分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery inspection vessel KAIO MAU Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 22, 2013
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-Ku, Sapporo Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成25年7月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 標津郡中標津町東中6の3・6の7・7の5・7の8
（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 芦別市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに芦別市役所及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 北斗市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第467号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 樺戸郡月形町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、
の所在場所 岩見沢市・赤平市・深川市・月形町・磯谷郡蘭越町
(以上3市2町について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

蘭越町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市・夕張市・赤平市・深川市・雨竜郡沼田町
の所在場所 ・虻田郡喜茂別町・京極町・真狩村・紋別郡西興部村
(以上4市3町2村について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
喜茂別町・京極町・真狩村（以上2町1村について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩見沢市・夕張市・赤平市・深川市・沼田町・喜茂別町・京極町・真狩村・西興部村（以上4市3町2村について次の図に示す部分に限る。）

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市・雨竜郡雨竜町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-----------------|--|
| 1 施行者の名称 | 岩内町 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 岩内都市計画道路事業（3・4・13号薄田通） |
| 3 事業施行期間 | 平成24年6月5日から平成29年3月31日まで |
| 4 事業地（収用の部分） | 平成24年6月5日付け北海道告示第390号の事業地のうち岩内郡岩内町字高台地内において事業地を変更する。 |

北海道告示第469号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許の取消処分をした。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 処分をした年月日 | 平成25年6月26日 |
| 2 処分を受けた建築士 | |
| (1) 氏 名 | 嵯峨 義孝 |
| (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 | 二級建築士 |
| (3) 登録番号 | 北海道知事登録(旧)第177号 |
| 3 処分の内容 | 二級建築士免許の取消し |
| 4 処分の原因となった事実 | 北海道内の建築物17件について、他の建築士の名義を無断で不正に使用し、建築工事届、確認申請書及び完了検査申請書を作成した。 |

また、建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書による建築主への報告、同法第24条の4第1項に規定する帳簿の作成、同法第24条の6に規定する閲覧に供する書類の備付け、同法第24条の7に規定する重要事項説明書による説明及び同法第24条の8に規定する委託者への書面の交付を行っていなかった。

このことが、同法第10条第1項第1号に該当する。

北海道告示第470号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所

平成25年 7 月 9 日

1 処分をした年月日 平成25年6月26日

2 処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地 サンアート設計事務所

日高郡新ひだか町静内中野町3丁目29番地の2

(2) 開設者の氏名 嵯峨 義孝

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

(4) 登 録 番 号 北海道知事登録二級(旧)第0173号

3 処 分 の 内 容 建築士事務所の登録の取消し

4 処分の原因となった事実 北海道内の建築物17件について、他の建築士の名義を無断で不正に使用し、建築工事届、確認申請書及び完了検査申請書を作成した。

また、建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書による建築主への報告、同法第24条の4第1項に規定する帳簿の作成、同法第24条の6に規定する閲覧に供する書類の備付け、同法第24条の7に規定する重要事項説明書による説明及び同法第24条の8に規定する委託者への書面の交付を行っていなかった。

このことが、同法第26条第2項第3号及び第10号に該当する。

北海道告示第471号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年 7 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

印刷物（投票用紙）の製造 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成25年 5 月15日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 凸版印刷株式会社

(2) 住 所 東京都台東区台東1丁目5番1号

4 随音契約に係る契約金額

28,875,000円

5 契約の相手方を決定した手続

隨音契約

6 随音契約によつた理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による

7 契約に關する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 夕 称 北海道選挙管理委員会事務員

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

公

告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道都市職員共済組合から、平成24年度の決算について登載依頼があった。

平成25年7月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道都市職員共済組合公告

北海道都市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年 6 月25日

北海道都市職員共済組合理事長 西 川 将 人

1 組合に属する地方公共団体等

市	一部事務組合等	合	計
12	8		20

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般 組 合 員	市 長 組 合 員	特 定 消 防 組 合 員	任 意 継 続 組 合 員	合 計
組 合 員 数 (人)	13,941	12	1,873	400	16,226

給 料 月 額 (百万円)	長 期	4,414	7	567		4,988
	短 期	4,457	9	567	123	5,156
1人当たり給料月額 (円)	長 期	316,633	585,333	302,843		315,205
	短 期	319,675	743,425	302,843	307,841	317,754

3 組合職員の数、次のとおりである。 (単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	20	7	20	7	1	55

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(収 入)									
負 担 金	4,928,300	15,144,498		159,849	284,048				
掛 金	5,076,964	7,590,082			279,165				
施設収入・商品売上						387,359			
連 合 会 交 付 金	27			66,460				6,082	
利 息 及 び 配 当 金	859		321,419	21,624	9,859	12,373	629,967	1,491	3
そ の 他 収 入	362,388			212		36,428		202,650	
他 経 理 か ら 繰 入 金				29,572		300,000			
前 年 度 支 払 準 備 金	775,193								
計	11,143,731	22,734,580	321,419	277,717	573,072	736,160	629,967	210,223	3
(支 出)									
給 付 金	4,909,642								
役 職 員 給 与				144,073	59,447	146,356	94,560	5,547	
旅 費 ・ 事 務 費				23,986	1,097	871	2,103	381	
商 品 仕 入						5,015			
飲 食 材 料 費						71,292			
委 託 費				230	2,567	84,643	3,740	600	

支 払 利 息			321,419			8	371,852	183,615	
連 合 会 払 込 金	126,327							9,135	
老 人 保 健 拠 出 金	65								
退 職 者 給 付 拠 出 金	422,059								
前 期 高 齢 者 納 付 金	2,026,603								
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,658,471								
介 護 納 付 金	703,200								
負 担 金 払 込 金		15,144,498							
掛 金 払 込 金		7,590,082							
事 務 費 負 担 金 払 込 金				71,045					
他 経 理 へ 繰 入 金	29,572				180,000		120,000		
そ の 他 の 支 出	405,284			36,621	401,463	376,769	41,287	6,270	
次 年 度 支 払 準 備 金	773,193								
計	11,054,416	22,734,580	321,419	275,955	644,574	684,954	633,542	205,548	0
差 引 当 期 利 益 金	89,315	0	0	1,762	△71,502	51,206	△3,575	4,675	3

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(資 産)									
流 動 資 産	1,769,937	2,006,241	773,719	467,192	461,361	662,031	5,112,070	303,180	9,878
固 定 資 産			14,733,024	625		1,880,652	30,435,086	7,157,066	
欠 損 金									
計	1,769,937	2,006,241	15,506,743	467,817	461,361	2,542,683	35,547,156	7,460,246	9,878
(負 債)									
流 動 負 債	443,257	2,006,241		5,996	18,149	27,235	31,857,601	30	
固 定 負 債	773,194		15,506,743	131,309	74,234	198,702	48,125	7,409,339	
剰 余 金	553,486			330,512	368,978	2,316,746	3,641,430	50,877	9,878
計	1,769,937	2,006,241	15,506,743	467,817	461,361	2,542,683	35,547,156	7,460,246	9,878

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年7月9日

北海道後志総合振興局長 宮 川 秀 明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機賃貸借その1

デジタル複写機等の賃貸借（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 1台及び
11,224枚

(2) 複写機賃貸借その2

デジタル複写機等の賃貸借（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 3台及び1
台当たり2,976枚

(3) 複写機賃貸借その3

デジタルカラー複写機等の賃貸借（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 5台
及び1台当たりモノクロ995枚、カラー1,387枚

(4) ファクシミリの賃貸借（1月当たりの単価） 2台

2 落札を決定した日

平成25年5月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(3)

ア 氏 名 株式会社フルムラ商会
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 株式会社川端文化堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目

(3) 1の(4)

ア 氏 名 株式会社山三江川商店
イ 住 所 岩内郡岩内町字栄3番地の4

4 落札金額

- | | |
|----------|---------|
| (1) 基本料金 | 22,600円 |
| 複写料金 | 3.6円 |
| (2) 基本料金 | 21,000円 |
| 複写料金 | 3.5円 |
| (3) 基本料金 | 17,600円 |

複写料金（カラー） 28.0円

複写料金（モノクロ） 3.6円

(4) 15,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年3月22日付け北海道後志総合振興局告示第32号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 |
| (2) 所在地 | 小樽市奥沢1丁目21番1号 |

北海道オホーツク総合振興局告示第98号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年7月9日

北海道オホーツク総合振興局長 中 島 克 彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 除雪トラック（10t級） 3台

（除雪トラック（10t級）3台と交換）

(2) 除雪ドーザ（11t級） 1台

（除雪ドーザ（11t級）1台と交換）

2 落札を決定した日

平成25年6月25日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|----------|------------------|
| (1)ア 氏 名 | UDトラックス道東株式会社 |
| イ 住 所 | 帯広市西21条北1丁目3番12号 |
| (2)ア 氏 名 | 北海道川重建機株式会社 |
| イ 住 所 | 北広島市大曲中央1丁目2番地2 |

4 落札金額

- | | |
|-----|--------------|
| (1) | 103,005,000円 |
| (2) | 11,077,500円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年5月14日付け北海道オホーツク総合振興局告示第80号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目 北海道釧路総合振興局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年7月9日 北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（158台分） 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成25年6月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸藤井株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 353,220円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年5月10日付け北海道釧路総合振興局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目2番54号	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社札幌丸井三越 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西2丁目11番地 4 落札金額 35,457,408円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年4月26日付け北海道警察本部告示第172号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第242号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年7月9日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量 交通事故自動見分システム搭載車の賃貸借 8式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成25年6月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 N T Tファイナンス株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目2番1号 4 落札金額 1,541,452円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年4月23日付け北海道警察本部告示第167号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第241号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年7月9日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 3,048着 (2) 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,800着 2 落札を決定した日 平成25年6月7日	